



四 境界変更によつて区域を減じた市町村については、当該境界変更後の当該市町村が当該年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例によつてそれぞれ計算するものとする。

(市町村の廃置分合等があつた場合における財政力指数)

第七条 昭和三十九年度以降の各年度における市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の当該廃置分合又は境界変更の日の属する年度（以下本条中「当該年度」という。）からその翌翌年度までの法第五条第一項の式に規定する財政力指数は、年度の区分に応じ、次の各号に定めるところによる。

一 当該年度及び当該年度の翌年度 当該市町村の当該年度の地方交付税法第十四条又は前条の規定により算定した基準財政収入額を当該年度の同法第十一条又は前条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値

二 当該年度の翌翌年度 前号の数値及び当該市町村の当該年度の翌年度の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を当該年度の翌年度の同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの二分の一の数値

附則抄

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和四十一年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

附則 (昭和四二年三月三十一日自治省令第八号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十一年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

附則 (昭和四三年三月三十一日自治省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年一月一〇日自治省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年三月三十一日自治省令第六号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十四年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

附則 (昭和四六年三月三十一日自治省令第七号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十五年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

附則 (昭和四七年三月三十一日自治省令第三号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十六年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

附則 (昭和四八年三月二十四日自治省令第七号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

附則 (昭和四九年三月九日自治省令第四号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十八年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

附則 (昭和五一年三月二十三日自治省令第四号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十年年度分の予算に係る国の負担金及び補助金から適用する。

附則 (昭和五一年六月二二日自治省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五二年三月二十八日自治省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年八月二二日自治省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の別表第二の規定は、昭和五十四年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

附則 (昭和五八年三月二十三日自治省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年六月八日自治省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六一年六月一四日自治省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三年九月二二日自治省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行し、平成三年度分の予算に係る国の負担金及び補助金から適用する。

附則 (平成八年三月三十一日自治省令第一五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成十二年九月一四日自治省令第四四号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。



		業	河川事	備	港
				事	湾
				業	整
				9	3
				9	0
				1	4
				1	0
				2	2
				9	0
				9	1
				1	0
		7	0	0	0
		7	6	8	3
		1	0	9	0
		4	2	3	1
		7	0	3	0
		4	5	8	4
		9	7	0	
		1			
		9	5	0	
		7			
		3	1	0	
		1			
		4	2	0	
		1			
		5	0	0	0
		8	6	2	5
		5	0	7	0
		2	4	8	2
		3	0	6	0
		3	8	7	5
		3	0	7	0
		7	1	8	3
		5	0	4	0
		2	3	3	1
		9	0	4	0
		3	5	6	4
		2	0	2	0
		6	5	1	4
		3	0	5	0
		9	5	0	3
		5	3	0	
		0			
		2	6	0	
		9			
		2	0	7	0
		2	9	2	5
		7	0	7	0
		4	4	7	1
		1			1
茨城県	古河市				
	石岡市				
	常総市				
	常陸太田市				
	鹿嶋市				
	かすみがうら市				
	鹿沼市				
	大田原市				
	那須塩原市				
	さくら市				
	高崎市				
	藤岡市				
	みどり市				
	川口市				
	秩父市				
	本庄市				
	深谷市				
	横瀬町				
	皆野町				
	成田市				
	君津市				
	富津市				
	袖ヶ浦市				
	三鷹市				
	横浜市				
	川崎市				
	相模原市				
	永平寺町				
	南越前町				
	越前町				
	中央市				
	上田市				
	伊那市				
	高山市				
	関市				
	中津川市				
		0	0	4	3
		0	0	6	6
		0	0	3	6
		0	0	6	7
		0	0	4	0
		0	0	6	4
		0	0	2	3
		0	0	2	5
		0	0	4	0
		0	0	6	9
		0	0	1	5
		0	0	3	3
		0	0	2	0
		0	0	5	3
		0	0	2	8
		0	0	3	0
		0	0	5	3
		0	0	2	8
		0	0	3	0
		0	0	2	8
		0	0	3	8
		0	0	7	0
		0	0	3	0
		0	0	5	7
		0	0	6	3
		0	0	7	0
		0	0	6	7
		0	0	5	9
		0	0	3	3
		0	0	6	0
		0	0	5	9
		0	0	6	7
		0	0	6	0
		0	0	6	7
		0	0	6	5
		0	0	4	7
		0	0	6	9
		0	0	6	9
		0	0	4	3
		0	0	9	0
		0	0	3	3
		0	0	5	4
		0	0	2	0
		0	0	6	1
		0	0	5	4
		0	0	3	0
		0	0	9	0
		0	0	5	3
		0	0	2	6
		0	0	9	
		0	0	2	2
		0	0	9	5
		0	0	7	0
		0	0	4	7
		0	0	1	1

別表第2(第3条関係)  
 特定市町村  
 茨城県

数値

その他の市町村	日高川町	1,000
和歌山県	有田川町	0,434
	下市町	0,653
奈良県	吉野町	0,270
	斑鳩町	0,660
	宇陀市	0,669
	生駒市	0,664
	五條市	0,319
	桜井市	0,324
	穴栗市	0,137
	尼崎市	0,241
	西宮市	0,452
	芦屋市	0,566
兵庫県	神戸市	0,569
	守口市	0,669
大阪府	東大阪市	0,566
	堺市	0,565
京都府	南丹市	0,663
	宮津市	0,528
	綾部市	0,252
	福知山市	0,282
	京都市	0,529
滋賀県	多賀町	0,216
	甲賀市	0,354
三重県	いなべ市	0,669
	伊勢市	0,255
愛知県	新城市	0,667
	豊田市	0,637
静岡県	名古屋市	0,661
	森町	0,378
恵那市	八百津町	0,668
	揖斐川町	0,544
	関ヶ原町	0,544
	本巣市	0,438
	山県市	0,438
	本巣市	0,438
	山県市	0,438
	恵那市	0,438
	恵那市	0,438
	恵那市	0,438

文 書 番 号  
平成 年 月 日

総務大臣 氏 名 殿

都（府県）知事 氏 名 印

首都圏等整備事業債利子補給金交付申請書

首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊製備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和41年法律第114号）第3条の規定により、首都圏等整備事業債の平成 年度<sup>上期</sup><sub>下期</sub>分利子補給金として下記の金額を交付されたく、別紙書類を添えて申請します。

記

金 千円

別紙

平成 年度 上期 下期 分利子補給金交付申請額内訳

都(府県)名

	借入先 (引受)	許可 年度	借入 (発行) 年月日	当初借入 (発行) 額	当期の初日に おける未償還 額	当期の 利子支 払期日	前期の 利子支 払期日	利息の 年 率	当該団体が支払う5分を超え7分まで(平成8年度以後許可のものにあつては、3分5厘を超え4分5厘までの利息の年率)	当期の利子 支払額	当期の当該団体が支払う5分を超え7分まで(平成8年度以後許可のものにあつては、3分5厘を超え4分5厘までの利息の年率で計算した利息の額	令第4条 第1項の 数値	利子補給 交付申請 対象額 A×B	摘 要
												A	B	
				千円	円			分厘毛	分厘毛	円	円		円	
首都圏等整備事業債	政府資金													
	小 計													
	緑故資金等													
	小 計													
	計													
	政府資金													
	小 計													
	緑故資金等													
	小 計													
	計													
合 計														

備考 1 「摘要」欄には、起借条件の変更があった場合における理由、内容その他参考となる事項を記載すること。  
 2 「緑故資金等」には、緑故資金及び公募資金を含むこと。